

令和6年10月25日

第10回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第10回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和6年10月25日				召集場所	市民プラザかぞ多目的ホール			
開会の日時	午後1時58分				閉会の日時	午後3時36分			
会長	小川達男				職務代理	松本昇			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	高橋雅一	○		9	小山治延	○			
2	久保文夫	○		10	須藤秀夫	○			
3	瀬下京子	○		11	関弘明	○			
4	山岸和男	○		12	松本昇	○			
5	嶋村淨	○		13	中島利雄	○			
6	金子勇一	○		14	小川達男	○			
7	小川達夫	○		15	小坂実	○			
8	松本榮次郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 野崎修司				
					次長 前島勝己				
					主幹 藤間みゆき				
					主幹 渡辺昌也				
					主幹 関田毅				
					主任 加藤正則				

開会 午後 1時58分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

ちょっと早めのお時間ですけれども、皆さんおそろいでございますので、これより令和6年第10回の農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

水稻の作業も大体は終わっているかなと思いますけれども、騎西のほうはちょっとまだ若干遅いかなと思いますけれども、私のほうも18日に終わりました、ところが、彩のかがやきに入りましたら最初は6俵ぐらい。次、最後のほう、米粉用を9反ぐらい作りまして、3反やったら4俵、次の3反が3.2俵、次の3反が2.8俵ぐらいで非常に収量なくて、ほかもこんなもので、もう元気がありません。

そういうことですけれども、これより令和6年第10回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶を頂戴いたします。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

今、職務代理が米のほうの話題を提供いたしましたけれども、私のほうもあと1週間ばかりで大体終わるような予定でございます。そういう中で、多分今後のすばらしい数字を期待し

ているんですけれども、それは期待できないというふうに感じております。

今年は夏日が、この管内におきまして、調べましたら159日、そしてこの数字は例年より39日多いそうでございます。そのため、今、私の本業であります梨についても、昨年同様、10月の品質は特にひどい。そういう中で終わりました。

米におかれましても、私の地域も、最初は私も、この虫はいないんじゃないかなというふうに感じておりました。そうしましたら、梨が終わりましたらすばらしい姿で発生いたしております。そういう中で、私の地域におかれましても品質低下及び収量の減少ということで、皆さんが話題にできないほどの被害を被っております。

そういう中、この高温化におきまして、過日情報で入ってきたんですけれども、青森県におきましてはリンゴの大惨事が起きまして、今、桃のほうに転換するという農家が多々増えているそうです。これは早生種の9月のリンゴが、この高温障害でどうにもならないということで桃のほうに転換する。将来は青森県が桃の大産地になるのではないかというふうに感じております。

そういう中、今後ともこの地域におきましても、高温多湿、そして特に私が最近気をつけておるのが夜の高温であります。ちょっと前までは、寝るときにエアコンはちょっとつけて寝れば朝まで熟睡できたんですけれども、最近は一晩中つけなくては熟睡できないという状態があります。そういう状態は、ちょっと前までは考えられなかったんですけれども、この夜の高温対策が将来の当地域の農業生産に対しましては最大の課題になるのかなというふうに感じておりますので、今後とも皆さんの知恵を持ちまして、この解決策を一つでも出るように、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

駄弁を申しましたけれども、本日も多数の案件があります。皆様のご協力の下、進行できればというふうに思っております。

簡単でありますけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、本日、全委員さんの出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、小川会長のほう、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。



◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

1 1 番 関 弘 明 委員及び

1 2 番 松 本 昇 委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、議案書6ページ、3番、三俣地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図、1ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農地の一部として耕作するため、譲渡人は農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

10月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。譲受人の さんにお聞きしました。

申請地は、農業用の排水管があり、直径約20センチぐらいのパイプです。申請地の左が さんの土地で、小さい小屋と小さいパイプのハウスがあり、雨が降るとたまるということで排水管を入れたとのことです。

今、申請地の周りは住宅が建つため、業者が土を平らにして、それで排水管が出てきました。 さんの土地の一部にあり、今回譲り受ける形になり、 さんの さんが贈与となりました。

やむを得ないと思い、判断しました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権（15年）により土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、経営規模拡大を図るため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となって

おります。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

10月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

譲受人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんは を作っていました方で、 なっちゃいましてやめてしまいました。

申請地の下が さんのお宅で、その下の さんの下が譲受人の さんのお宅です。

申請地の はハウスがあり、その周りは土地です。これから さんは農業をやり、イチゴを作るとのことです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接する所有耕作地とともに耕作することにより、効率的に耕作できるため、譲渡人は申請地を払い下げるための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

10月12日の土曜日、田村推進委員さんと現地を確認した後、 の代理人である氏と現地で面談をいたしました。

現地は、図で分かるとおりの点線の敷延から、住宅が建っておりますけれども、こちら、住宅まで さんが以前購入しております。現在この近辺は さんが全て、農地から宅地まで所有しております。

今回、登記上の関係から、登記官が現状重視ということで、赤道の部分の畑ということで登記してあったため、どうしても農業委員会にかけざるを得ない土地となってしまいました。

市のほうも さんのほうも同意の上でございますので、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

なお、こちらの案件につきましては、本申請後、譲渡人が亡くなられていたことが判明し、申請代理人に対し、申請取下げの依頼を行いましたが、本日まで取下げはありませんでした。

なお、法務局に確認したところ、農地法第3条においては譲受人が亡くなられている状態で登記手続きができないため、相続登記完了後に申請するよう指導してまいりました。

また、譲受人が所有及び借受けしている農地を確認しましたが、耕作されている状況は確認できませんでした。

以上のことを踏まえ、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

本件につきましては、ただいま事務局のほうからご説明のあったとおりでございます。

不動岡の儘田推進委員さんといろいろ検討した結果、本人死亡ということで、こちらのほうは判断材料になりませんので、相続のほうが完了した時点で、また再度出直しという方向性といいたしましたので、取りあえず不許可を申請をいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君） 挙手なしでありますので、不許可とすることに決定いたします。

次に、5番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

10月18日に、推進委員の泉津井さんと現地を確認してまいりました。

内容ですね、譲受人の さんは私のすぐ近所なので、以前から話を聞いておりました。それによりますと、 さんのうちは さんの が実家ということで、親戚筋に

当たります。それで、さんの は で、 住んでいたんですけれども、昨年 を起こしまして、その で しまいました。その関係で、の さんが相続したわけです。

さんも に住んでおられて、とても田んぼとか直にできないということで、親戚の さんをお願いしたところ、売買ということで買い取ってくれることに決まりました。現地におきましては、 番地は麦後できれいに耕うんされておりました。ほかの場所は稲作終わり、稲刈りが終わっておりました。

この状態なので、やむを得ないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の鴻莖地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は時間に余裕ができ、農業を行いたいため、譲渡人は高齢により農業を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

10月21日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の さんの代理人の さんは をやっています、その人にお会いしていろいろ話を伺っていました。

譲渡人の　　さん、譲受人の　　さんと話がまとまり売買となったそうです。譲受人の
さんは、トマトやナス、キュウリなどを栽培する土地を探していたとのことでした。

現地は、草が1メートルぐらい生えておりましたが、　　の　　さんの話によります
と、草は草刈りをするとのことでした。土地もちょうどいいぐらいの面積なので、野菜作り
が楽しみですと　　さんも言っていたそうです。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたしま
す。

○会長（小川達男君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありましたので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君）　次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につい
て」の4件を議題といたします。

初めに、1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図7ページ及び平面図の4-1をご覧ください。

本案件は、既に許可を取得し、営農型発電施設として設置されておりますが、許可の更新
を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、既に許可を取得し、営農型
太陽光発電施設が設置され、許可を更新するもので、今後においても営農型太陽光発電施設
としていくことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の

結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

10月16日に、推進委員の清水さんと、本申請の代理人であり申請人でもある、
である さんに立ち会っていただき現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

今回の申請は、先ほど事務局から説明があったとおり、営農型太陽光発電施設の一時転用の更新のための申請であります。

申請人の には、 に本農地を取得し、営農型太陽光発電施設ということで、3年間の期間として一時転用の許可を受けたところです。

今回この3年の期間が満了となることから、更新の申請を行うものでございます。

申請人の は に会社がありまして、元々は 関係の 関係を主たる業務としていたそうです。したがって、太陽光発電施設の設置や保守管理等の資格も保有しており、現在もこの発電施設の管理を行っております。

が所有している農地につきましては、 に1筆、そして今回の申請地であります加須市に1筆ということで、2筆農地を所有しておりまして、2か所とも営農型太陽光発電施設を設置し、 を栽培しております。

栽培した につきましては、 、 の さんのほうに出荷をし、販売をしているそうです。 のホームページ等を見ますと、やはりこのようなことが書かれており、農産物の直売所等にも出荷しているようでございます。

現地ですけれども、太陽光パネルの下で が栽培されているところを確認をしました。それに、 を乾燥させるためのビニールハウスや冬期に栽培するためのビニールハウスが設置されておりました。 は若干の日陰が栽培に適しており、太陽光パネルの下はよい条件であると言っておりました。

今回の更新の許可、不許可の判断ですけれども、これにつきましては、この3年間の転用期間において、下部農地での営農の状況が重要となります。特に作付した作物の単収が2割以上減収しないこと、生産された作物等の品質に著しい劣化が認められないことが挙げられます。

単収の2割以上の減収ということなんですけれども、この地域でなかなか を栽培している実績というのがあまりありませんので、ベースとなる単収というのがなかなか判断

しづらいところがあるんですけども、営農型の場合は毎年報告書を農業委員会のほうに提出することになっておりまして、今回の申請につきましても、それなりの収量を上げ、スーパーにも出荷しているということで、問題ないのかなというふうに判断いたしました。

品質の劣化につきましては、スーパー等に出荷されているということで、下部農地の営農状況は良好であるというふうに判断をいたしました。

以上のことから、今回の営農型太陽光発電施設の一時転用の更新に伴う農地法4条の許可申請ですけれども、問題はないというふうに思います。許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありましたので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページ及び現況図・土地利用計画図4-2をご覧ください。

本案件は、自宅の南側の土地を、既存の進入路を含めた形で進入路とするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、都市計画法施行前から既存宅地の進入路として使用しており、既存宅地の建築基準法の接道要件を満たすために幅員4メートル以上の通路が必要であることから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

10月16日に推進委員の金子さん、それから代理人であります に立ち会っていただきまして現地確認を行いました。

申請者の　　さんはちょっと　　しているらしくて不在だったものですから、お会いできませんでした。

さんの家も大分古くなったものですから、近い将来建て替えるというお話でした。それについては、やっぱり現状ですと道路が狭いものですから4メートル道路にしなきゃならないということで、建築確認を取るために今回の申請になったということでございます。

問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

2番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありましたので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図9ページ及び配置図4-3をご覧ください。

本案件は、自己用住宅の敷地の一部が農地であることが判明したため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、始末書が添付されており、今後においても自己用住宅として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君）　4番、山岸です。

この件につきまして、10月16日に新井、荻原両推進委員と3人で現地確認をいたしました。現地確認の前に、議案書が届いた10月11日に、申請人の　　さんのところに電話しましたら　　ということで、折り返し電話をもらって、そこで聞き取りをいたしました。

数年前に　　が亡くなり、家の整理をしていたところ、土地を確認したら農地に建物が建っているということなので、代理人の　　さん、　　なんですけれども、相談

をして、是正したく、今回の申請となりました。

許可相当と考えるので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありましたので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページ及び平面図の4-4をご覧ください。

本案件は、既に許可を取得し、営農型発電施設として設置されておりますが、許可の更新を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既に許可を取得し、営農型太陽光発電施設が設置され、許可を更新するもので、今後においても営農型太陽光発電施設としていくことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

10月16日、田村推進委員と現地調査を行ってまいりました。代理人であります さんとは都合がつかず、立会いはかないませんでした。

この案件は、 に申請があり許可が下りた案件で、今回一時転用更新の申請になります。 は原道地区で2件目の営農型太陽光施設の案件でありまして、 を作るという初めての案件でしたので、私は大変興味がありまして、勉強のために年に何回か見に行っておりました。

現地を見るたびに草が多くなりまして、どこに が植えてあるのか見分けがつかない状態でしたけれども、今回は現地はきれいに草が刈られておりました。 ですけれども、

二、三本ちょっと枯れているのはありましたけれども、97本ほど植えられておりまして、しかし、商品としてはまだ無理かなと感じました。

営農型の定義がよく分からなかったため、事務局のほうに行きまして相談をしました。毎年報告書などの書類は提出されているとのことと、あとは　　は商品化になるには、大きな　　で六、七年、小さな　　でも四、五年はかかるとのことなので、もう少し年数はかかると感じました。

よって、委員の皆様には大変難しいと思いますけれども、長い目で見ていただきたいと思っています。

そして、申請人の　　さんとは今回お会いできなかったのですが、お電話をいたしまして、近隣で耕作をされている方がいらっしゃるの、大変ご迷惑にならないよう草の管理をお願いいたしました。

のほうも、きれいに管理をされていると言うとちょっと違って、伸びっ放しというのもあったんですけども、これから　　のほうがちよっと大きくなってきて、商品化に向けて管理されていくというのを私は望んでおります。

それで、やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番（関　弘明君）　11番の関です。

先ほど私が説明したやつも、やはり営農型の太陽光の更新の申請だったんですけども、あのときに説明させていただいたように、通常ですと単収が2割減、8割ぐらいは、通常の栽培と営農型の栽培との比較で2割減までが許容範囲ですよというような形になっております。

先ほどの委員さんの説明によると、　　が物になるまで年数がかかるというところで、なかなか単収という意味合いで単純に比較はできないのかな、もう少し時間かかるのかなという感じは受けたので、その辺は、現状　　が植栽されているということであれば、やむを得ないところもあるのかなというふうに感じました。

それと、全くちょっと別なんですけれども、今回4条の許可という形なんですけれども、

営農型の営農するのが さんであって、太陽光のほうは さんが売電の収益を上げると
いうことで4条になっているのかちょっとよく分からないんですけども、太陽光の管理等
については、 さんがやるものではないのかなというようなところで、申請上、4条でい
いのか、実際管理をやる方が、申請上はないけれども、申請者の中にこういう方が太陽光の
ほうの管理をやっていますみたいなもの書かれているのか、その辺ちょっとお聞きした
いと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ただいまの質問にまずお答えします。

申請書類の中で、 と、こちらの 様のご契約書がつ
いておりますので、事業の管理者としては 様ということになるかと思えます。

もう一つの単収の見込みなんですが、こちらは の
の報告がついておりまして、10アール当たり303キログラムで、 の生産の収益性
なんですけれども、そちらにつきましては、 の経営指標がありまして、その中で10
アール当たり480キログラムを基にしまして、あとは気候差もありますが、それを考慮し
た上で7割程度を見込んだということで、この報告書が出されておりますので、今回申請と
しましては、そういった研究所のほうから、そういった報告が出されているというところで
把握しております。

あと1点、今の申請の さんなんですが、土地の所有者から さんが、土地の所有者
と太陽光を持っているのも同じ さんになりますので、こちらは後ほど4条で申請で間違
いないというところで認識しております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

4番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありましたので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の大桑地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページをご覧ください。

本案件は、5条の1番と5条の2番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

2つの案件につきましては、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、の道路事業に伴い、所有する土地が分断されることにより、として資材置場の従前の機能が阻害されることから、従前の機能と同様の利用形態とするため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

10月18日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で のさん、で譲受人のさん及び、譲渡人を代表してさんの合計6人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、ののを南に行ったところで、右にがあり、その左手には今回の案件で、足元には雑草がありますが、耕うんされておりました。

この場所は、県道が大きくカーブしているため、それを解消するための予定地となり、さんの土地を通過するものです。そのため、を継続させるための代替地として近辺の農地を売買で取得することにしたものです。

譲渡人は、これ以上、農地として管理ができないため手放すものです。

これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当

と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。
どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

2番のほうなんですけれども、譲渡人が持ち分 で相続人というふうに書かれているんですけれども、相続登記が済んでいないものだと思うんですけれども、先ほど3条の案件で相続登記が済んでいない場合は所有権移転登記ができないというような話がありましたけれども、こちらの場合はそれは大丈夫なのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。こちらのご質問にお答えいたします。

こちらは、関委員さんのおっしゃるとおり、先ほど3条のほうで、相続していないとならないという説明だったんですけれども、こちらは加須農林振興センターのほうに確認しまして、農地法の5条につきましては取扱いがちょっと違ひまして、譲渡人につきましては、相続人のうち申請に関わる農地の承継人が特定されていれば、その者を申請人として取り扱うことができるということを加須農林振興センターに確認しまして、本日の議案になっております。これまでについても、そのような取扱いをさせていただいております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 農林振興センターのほうで、相続人が確定していれば、多分遺産分割協議とか、そういう形で、この土地は誰が相続するというものを書面で多分明らかにしているんだと思うんですけれども、農林のほうでそれでよくても、法務局のほうで所有権移転登記が受付できないとかということはないのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。お答えします。

先ほど加須農林というのを固有名詞でお出ししてしまったんですけれども、指針等にも、こちら同様な回答が出ておまして、また法務局のほうにも確認して、農地法3条のほうについては、先ほどの案件のとおり相続が終わっていないとできないという確認だったんですけれども、こちらの5条については、こちら法務局に確認した上で、登記ができるというところの回答をいただいているので、これまでについても同じようなケースでも登記ができておりますので、事務局としては今回の議案にかけさせていただいております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

法務局のほうでよければ大丈夫だと思います。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 4ページ及び平面・断面図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

10月19日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人の の さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地は、耕作するのに地盤が悪く、排水不良のため、農地改良をするとのことでした。農地改良をして野菜作りをするということでした。

現地はきれいに耕うんされておりました。

農地改良のことは地域の方に説明し、承諾も得ているとのことでした。

また、地盤を上げることにより、ほかの農地への影響はないと思われま

す。このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断をいたしましても、問題なく許可相当と考えております。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。
○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありましたので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 議案審議の途中でございますけれども、暫時休憩といたします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○局長（野崎修司君） それでは、議案審議を再開いたします。

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び平面図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、ドッグランとするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、隣接地において 等を
行っており、申請地においてドッグランを行うことで事業拡大を図るため計画したこと
から、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。
以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

10月15日に地区担当委員の腰塚明さんと現地調査を行ってまいりました。

譲受人、 の さんに現地対応していただき、また、
の さんと電話連絡で確認をいたしました。

現地において、 、 等、要するに ですね、
だとか だとかを行っており、申請地においてドッグランを行い事業拡大を図りたいとのことでした。

申請地は耕作放棄地状態にあり、以前対策依頼があり確認した場所でした。現在はきれいに整備されておりました。

また、案件の土地の中に農機具置場がありますが、これを休憩場所等で活用したいとのことでした。この農機具置場は申請以前に建てられたものであり、建物内も何一つなくきれいにされておりましたので、やむを得ないのかなと判断いたしました。

ドッグランの計画は近隣の方に知らせてあり、理解を得ているとのことでした。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

会社の住所が になっているんですが、この さんはこちらに住んでいらっしゃるんですか。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

隣地というのが、位置図を見てもらいますと、 と書かれた土地がありますね。そこで建物を増設したりして、 だとか、そういったものをつくる家が3棟ぐらい建てられてありましたね。そこで というので、この土地は、確認はしておりませんが全部買い受けているかなというふうに感じております。それで、そこで をしたり、 で しているような状況ですね。

私もこれは確認して、 で打ち込みましたら されておりました、
 ぐらいの がいて、法人のも取っているような感じでしたね。
 で随分発信されているようです。また もやっているようですけれども。
 そういう状況で、その さんの土地というか、家屋とも全部購入されてやっているのか
 などというふうに思いました。

○会長（小川達男君） ちょっとお待ちください。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

今回、 さんの会社の住所は で、そこから今回の大越のほうに通勤しても、
 こちらの業務を行うという形になるかと思うんですけれども、ちょっと今確認しております
 ので、また分かり次第報告いたしたいと思います。

以上です。

○会長（小川達男君） では、事務局が確認に行っておりますので、この案件については保留
 ということで次に進めていきたいと思います。

6番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び平面図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書
 類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農
 地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれ
 るものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の
 結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

10月16日水曜日に、推進委員の清水さんと、本申請の代理人である の さ
 んに立ち会っていただき現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

申請地でけれども、畑なんですけど、作物は作付されておりませんで、草が生えているよう
 な状況でした。

本申請は、譲受人が農地を取得し、自己用住宅を建築するという申請でございます。代理

人によりますと、譲受人は、議案書にも掲載されておりますが、現在、 の借家に住んでおり通勤に苦慮しており、本申請地に住宅を建築することで利便性が向上するというので、今回の申請に至ったとのことでした。

現地調査や聞き取りの結果については以上のとおりで、農地法5条の許可要件、立地基準、一般基準とも問題はないと思いますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

それでは、先ほどの案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 先ほどの の会社の住所が ということなんですが、こちらの会社の の方が、既に住所が、大越の今回の申請地の に住所を構えておりますので、そちらに住んでいるということになりますので、そちらで事業を行っているというところになります。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかに質問ありますか、この案件につきまして。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（2棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

10月17日に地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地はきれいに管理されている様子で、隣接する農地も管理されておりました。

さんによりますと、譲渡人は高齢で耕作を近隣の方に依頼しておりましたが、その方も高齢で耕作をやめたため、処分を考えていたとのことでした。

また、隣接する農地の方にも本件を説明して了承を得ております。

転用後の周辺農地への日当たり、排水などは営農に支障がないように見えました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

————— ◆ —————

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和6年（農地中間管理事業分・10月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計129筆、面積19万294平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに寺田薫推進委員、町田彰推進委員が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

(寺田 薫推進委員、町田 彰推進委員 退室)

○会長(小川達男君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和6年(10月分)農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了いたしましたので、退席している寺田推進委員、町田推進委員の入室をお願いします。

(寺田 薫推進委員、町田 彰推進委員 入室)



◎報告事項

○会長(小川達男君) 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) それでは、報告第1号から第4号について、ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の8ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について9件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、10ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、11ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について8件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、12ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について66件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程されました議案は全て終了いたしました。これにて議長の任を降り、進行を司会へ戻します。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） 小川会長、議事進行、ありがとうございました。

それでは、最後に松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 失礼します。

本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、大変慎重審議いただきました。

ちょっと1つ、10月20日に、この前、先週の日曜日、加須地域市民まつりというのがありました。それで、農業委員会として、新規就農の相談コーナーを設けまして、午前中は松本榮次郎委員と関委員さん、午後が田村推進委員さんと私のほうで、相談コーナーのところで座っていました。

1つ、の40代ぐらいの女の方が来まして、多肉植物の栽培を新規にしたいけれども、いいハウスとか農地がないかということで、相談しに来ました。

それで、田村さんが、すぐ近所に多肉植物を何かすぐ近くでやっているような方もいました。そういう方を紹介したり、そこでちょっと10分ぐらい話をしました。

そういうことを農業委員会で、この前、相談コーナーを設けたということです。

余計なことを言ってしまうませんでした。

これもちまして、令和6年第10回加須市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 3時36分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年10月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 関 弘 明

署名委員 松 本 昇